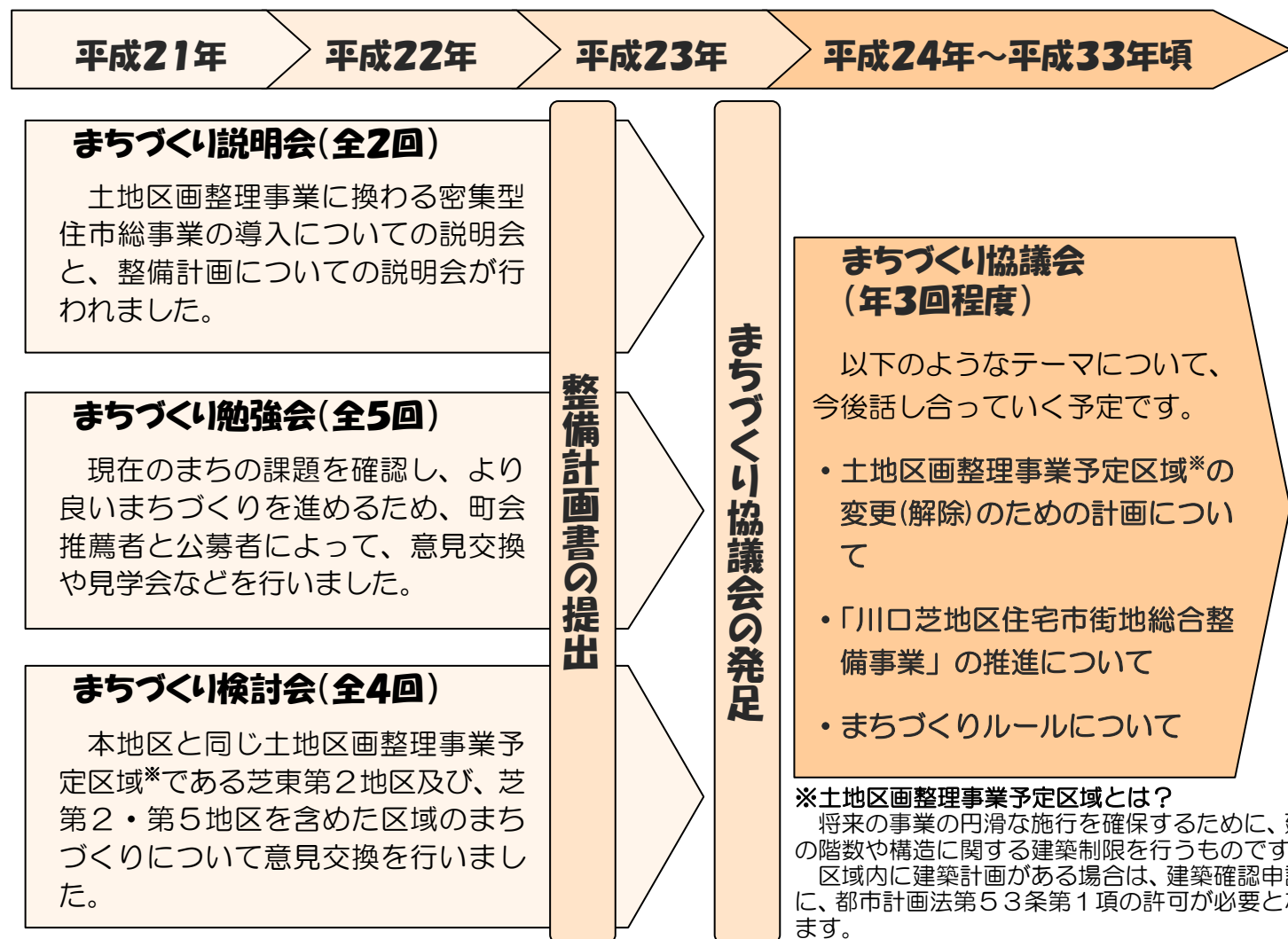


これまでの経過と今後の予定です！



事務所を開設しました！

旧芝園小学校に市街地整備室を開設しました。担当職員が常駐していますので、まちづくりに関するご意見や地域の情報などがあれば、お気軽にお訪ねください。

住所：〒333-0853 川口市芝園町3-17

※ 鉄骨の外階段を上った3階が事務所になります。移動手段が階段のみとなります。また、駐車場はございません。ご注意ください。よろしくお願いします。



問合せ先

川口市 都市整備部 市街地整備室 担当：宗像、新井、岩間、鈴木
 TEL：048-264-5321（直通） FAX：048-264-5322

まちづくり協議会ニュース

芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区

1

発行日：平成23年11月
 発行：芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会
 (事務局) 川口市都市整備部市街地整備室
 編集協力：(株)首都圏総合計画研究所

芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会が発足しました！！

土地区画整理事業を予定しておりました芝第3・第4（芝樋ノ爪及び芝4・5丁目）地区では、平成21年8月のまちづくり説明会以降、町会推薦や公募の方によるまちづくり勉強会などで、今後のまちづくりについて検討を進めてきました。

川口市は、これらの検討結果を踏まえ、今年5月に土地区画整理事業に換わる整備計画（2・3ページ参照）を策定しました。

これを受け整備計画の実現に向けた「誰もが安心して快適に住み続けられるまち」を目指して、川口市と協働でまちづくりに取り組む地元の会合を発足するため、この10月18日に発起人会が開催され、まちづくり協議会の設立が承認されました。

今後、このまちづくり協議会ニュースを通して、協議会の活動などをお伝えしていきます。



▲当日の様子

発起人会 及び 設立会

- 日時 平成23年10月18日（火）
14時～15時40分
- 場所 芝公民館 / ●出席者 15名
- 次第
 1. 開会
 2. これまでの取組と協議会の活動イメージについて
 3. 会則の検討及び会長・副会長の選出
 4. 今後のスケジュール
 5. 閉会

まちづくり協議会員

会長：星野 泰宏
 副会長：伊澤 隆男・作間 孝次
 会員：石倉 俊文・植杉 勝紀・内山 益雄・川田 建造
 斉藤 光男・篠原 信夫・鈴木 八郎・土屋 咲枝
 直井 進・野口 伸・波多野 正行・原山 直也
 森 三郎・森 宏次・弓野 義幸

※敬称略、五十音順

まちづくり協議会の発足にあたって

この度、まちづくり協議会の会長という重責を仰せつかりました星野です。

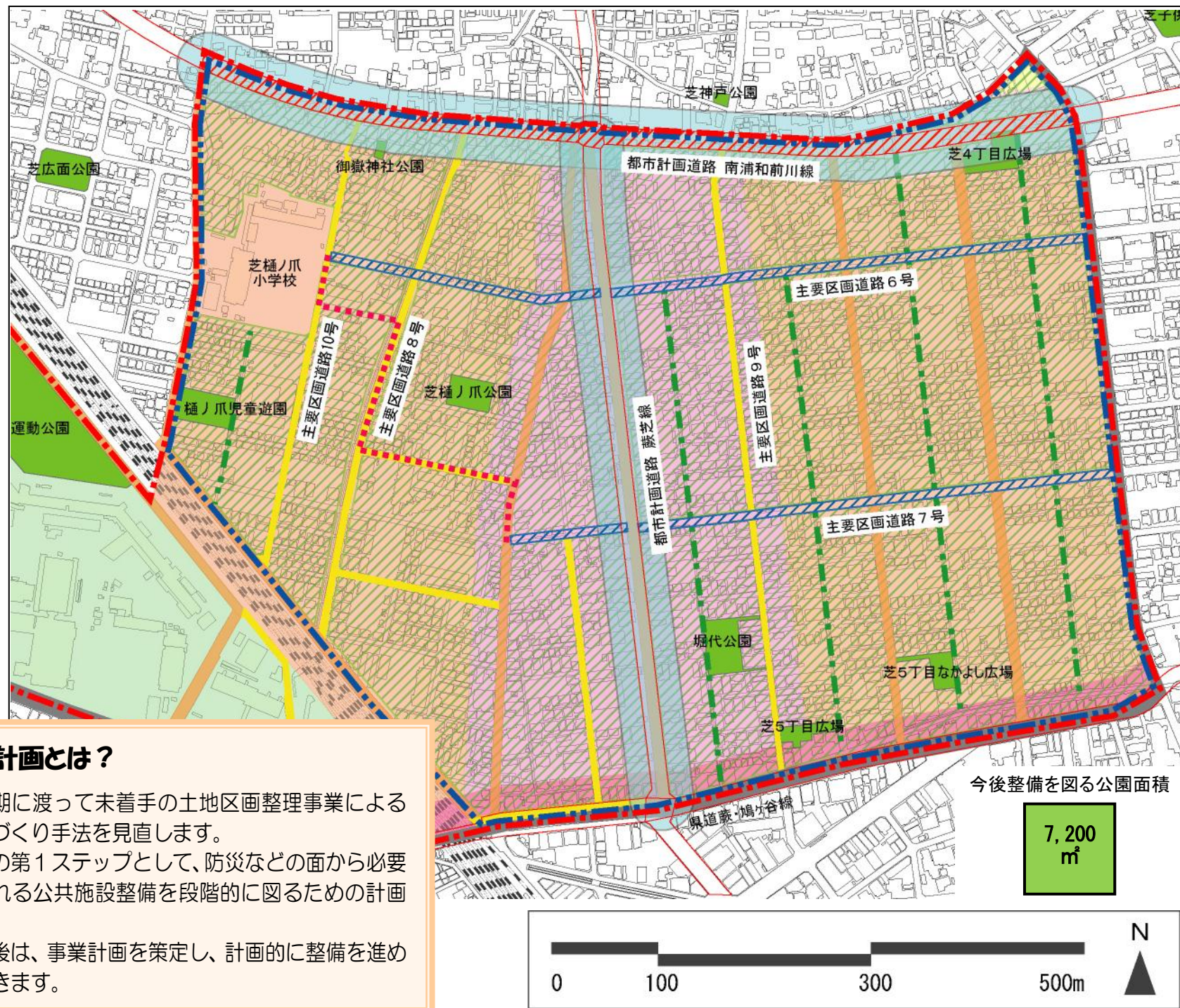
去る10月18日に芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区の町会、商店会等の皆さまのご協力により当協議会が設立されました。

当協議会では、これまでのまちづくり勉強会等を踏まえて、当地区のまちづくりに関する協議を進め、「地区の防災性と住環境の向上を図り、誰もが安心して快適に住み続けられる環境のあるまち」を目指しています。

また、当地区の皆さまと一緒により良いまちづくりの実現を目指していきますので、どうぞ皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区
 まちづくり協議会会長 星野泰宏

芝樋／爪及び芝4・5丁目地区における整備計画の概要



整備計画とは？

長期に渡って未着手の土地区画整理事業によるまちづくり手法を見直します。

その第1ステップとして、防災などの面から必要とされる公共施設整備を段階的に図るための計画です。

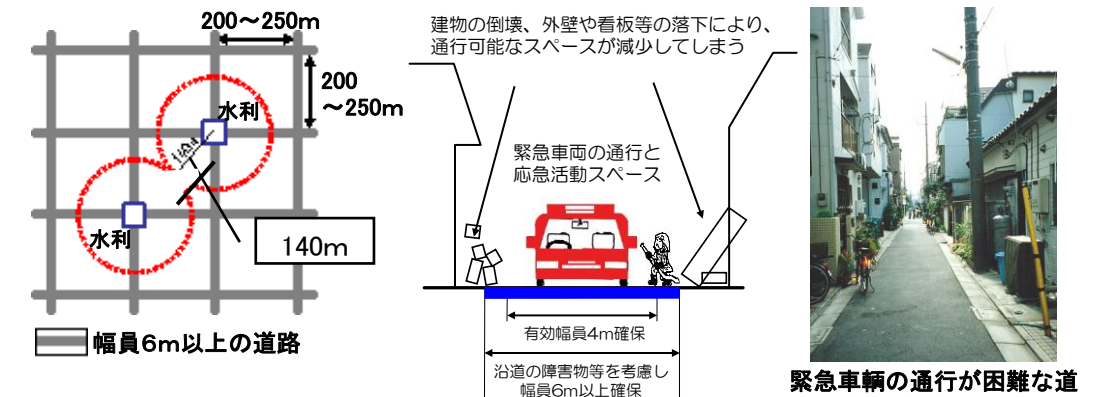
今後は、事業計画を策定し、計画的に整備を進めていきます。

【凡例】

- | | | | |
|---|---------------------------|---|-----------------------|
|  | 整備地区 |  | 都市計画道路（計画線） |
|  | 重点整備地区 |  | 都市計画道路（最優先整備路線、幅員16m） |
|  | 幹線道路 |  | 公園（整備済み） |
|  | 主要区画道路（最優先整備・優先整備路線、幅員8m） |  | 公園（この区域の中で新設を検討） |
|  | 主要区画道路（整備済路線、幅員8m以上） |  | 緑道 |
|  | 主要区画道路（誘導整備・整備済路線、幅員6m） |  | 避難経路 |
| | |  | 雨水貯留浸透施設（整備区域） |

①道路

- ・延焼抑止帯の形成、消防活動や避難路及び生活の利便性の向上のために、幅員6m以上の道路でつながるように地区内に主要生活道路を配置します。そして、概ね200～250mの間隔で区画された街区の形成をめざします。
- ・必要性の高い都市計画道路南浦和前川線を最優先とし、次いで主要区画道路7号、6号の整備を図ります。



②公園・緑地

- 土地区画整理事業で一般的に求められる地区面積（51.0ha）の3%にあたる広さの公園・緑地の整備（15,300㎡）を図ります。このため、既にある公園（8,100㎡）に加えて約7,200㎡*の公園の整備を図ります。

*今後整備を図る公園面積 $15,300 \text{ m}^2 - 8,100 \text{ m}^2 = \text{約 } 7,200 \text{ m}^2$

- ・東西の通り抜けができない私道が多数あることを考慮して、公有地の活用や低利用地の買収等、公園や水路上の緑道の整備等により、2方向に避難できる通り抜け動線の確保を図っていきます。

③緑道

- ・日常の歩行の快適性向上や非常時の避難動線等を考慮して、水路（暗渠）を活用して緑道整備を図ります。



現在の水路（暗渠）

④販売の促進

- ・買物客等による賑わいの促進が期待できる商店街周辺においては、道路の美装化や無電中化等による景観整備を図ります。

⑤雨水貯留浸透

- ・大雨時の冠水等の被害軽減のため、街路・道路整備や公園整備に併せて、雨水管や雨水貯留浸透施設の整備を図ります。



水路（暗渠）の整備例